

**「希望・活躍・うるおいの埼玉」の実現
に向けた提案・要望**

分野別提案・要望

分野5 豊かな環境をつくる分野

■環境に優しい社会づくり

【警察庁、総務省、農林水産省、林野庁、経済産業省
資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

県担当課：温暖化対策課、エネルギー環境課
大気環境課、資源循環推進課
下水道事業課

1 水素エネルギーの普及拡大

【総務省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

◆提案・要望

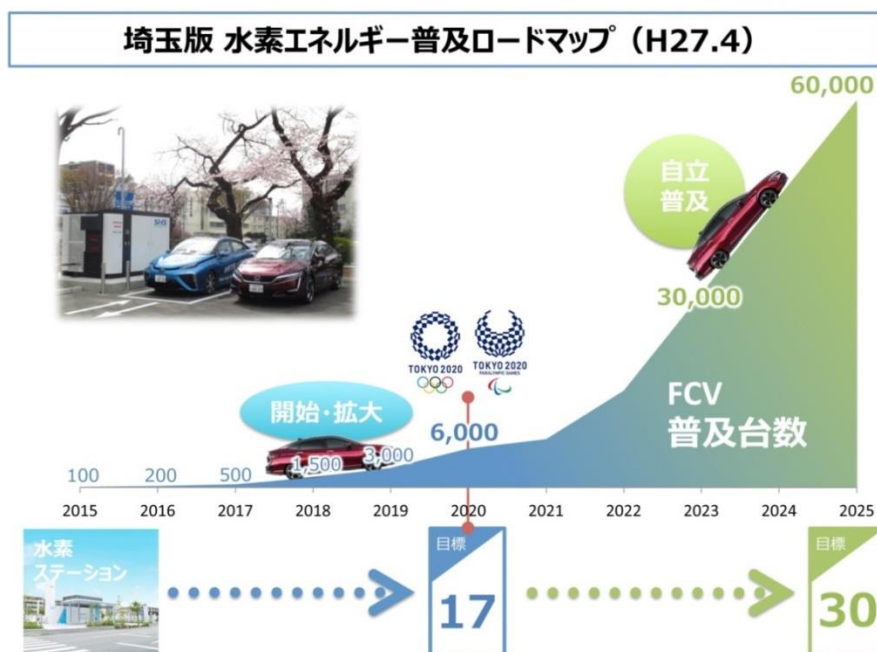
- (1) 水素社会の実現に向け、平成29年12月に決定された水素基本戦略に基づき、燃料電池自動車購入に対する財政支援を継続・拡大すること。
- (2) 燃料電池バスの導入に対する財政支援について、導入実績のある団体に対しても補助率を2分の1とすること。
- (3) バス対応型の水素ステーションの設置に対する財政支援を継続・拡大するとともに、既存の水素ステーションをバスにも対応するための設備改修等についても財政支援を行うこと。
- (4) 水素ステーション運営事業者が水素ステーションの営業時間を延長するための財政支援を行うこと。
- (5) 燃料電池自動車や水素ステーションに係る規制緩和を、水素基本戦略や水素・燃料電池戦略ロードマップの方針に沿って着実に実施すること。
- (6) 家庭用燃料電池（エネファーム）や業務・産業用燃料電池などの水素製造・貯蔵・供給・利活用設備の更なる普及拡大に向けて、当該設備を率先して設置する自治体及び民間事業者に対する財政支援を拡充すること。また、設置コスト低減のために、発電効率の高い次世代燃料電池や水素製造・貯蔵・輸送等に係る技術開発に対する財政支援を行うこと。
- (7) 低炭素な水素社会を実現するため、地域再エネ水素ステーションの導入に対する財政支援の継続や、CO₂フリー水素の固定価格買取制度の創設など、内陸部における水素サプライチェーンの構築に向けた取組を強化すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 水素社会の実現に向けて、水素ステーションの整備と燃料電池自動車の普及を加速しなければならない。県では、2020年までに燃料電池自動車を6000台、水素ステーションを17基整備するという目標を定め取り組んでいるが、コスト、技術開発などの制約から普及が進んでいない。
- ・ 水素の製造、貯蔵、輸送などの技術開発を進めるとともに社会の様々な分野で水素エネルギーを活用するためのインフラを整備していく必要がある。

- 燃料電池自動車及び燃料電池バスは、メーカーの生産能力が低く車種が限定的で、かつ、価格が高いこともあり、未だ広く普及していない。特に、燃料電池バスは東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における移動手段として期待されているが、メーカーの生産能力が限られており、導入コストも高い。
- 水素ステーションの整備においては、導入や運営に要するコストが大きく、新規立地件数が伸び悩んでいる。また、既存の水素ステーションについては、燃料電池バスにも対応するための改造等も必要となる。
- 今日の水素ステーションの営業時間は短く、燃料電池自動車が普及する上で大きな制約となっている。既存のガソリンスタンドと同等の営業時間を確保するためにも、ステーション運営事業者に対する財政支援が必要となる。
- エネファームや業務・産業用燃料電池など水素の製造・貯蔵・供給・利活用設備は、導入や維持管理に要するコストが未だ大きく、普及が進んでいない。
- 低炭素な水素社会を実現するためには、化石由来の水素ではなく、再生可能エネルギー由来の水素を十分に流通させる必要がある。しかし、太陽光やバイオマスを活用した水素の製造は、設備導入に要するコストが大きく、進んでいない。

◆参考



2 分散型エネルギー社会の構築

【経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

◆提案・要望

- (1) 再生可能エネルギー活用設備・コージェネレーションシステムの導入及び運用費用を低減するため、設備・システムを導入する中小規模事業者を含む民間事業者に対する財政支援を一層拡充すること。
- (2) 再生可能エネルギー活用設備の普及拡大を進めるため、技術開発などを通じて、性能向上や導入価格の低減を促進すること。
- (3) 再生可能エネルギー発電設備の普及拡大のため、系統空容量が不足する地域の系統設備の早期整備・増強を図ること。
- (4) 変換効率が高い太陽熱の利用について、技術のPR及び導入にあたっての財政支援を行うこと。
- (5) 地中熱の利用について、地下水や地盤環境、生態系に影響を与える可能性があるため、最適な地中熱利用の在り方の研究を進めること。
- (6) 再生可能エネルギーの導入を契機として、地域に新しい産業活動が生まれ、地域経済が活性化することから、再生可能エネルギーを活用した地域活性化施策に関する支援を継続・強化すること。
- (7) 下水汚泥や廃棄物等を活用したバイオマス発電を普及・拡大していくため、発電した電気の買取価格を維持するとともに、普及・拡大の支障となる、一部地域での電力系統連系への制約を解消すること。
- (8) 技術開発・事業化のための実証試験や施設建設に対する財政支援を充実させること。

◆本県の現状・課題等

- ・ エネルギーのベストミックスを構築し、温室効果ガスの削減を進めていくためには、再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムの普及拡大を強力に進めていくことが必要である。
- ・ また、再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムの普及により構築される分散型エネルギー社会は、災害時のエネルギー供給のリスクを低減するとともに、再生可能エネルギーは地域活性化の資源になるというメリットもある。
- ・ バイオマス発電の普及・拡大など分散型エネルギー社会の構築は、低炭素で高効率、災害にも強く、エネルギーの地産地消にもつながるものとして期待されている。しかし、太陽光発電のようにバイオマス発電の買取価格が引き下げられたりした場合は、普及・拡大のための大きな支障となる。
- ・ 設備導入や運用に多大な費用を要することも大きな課題となっている。
- ・ 平成31年4月時点で、八潮市等県南東部や秩父地域等、一部地域では電気の系統に空容量がなく、再生可能エネルギーの系統連系が原則不可能となっている。

3 住宅やまちづくりの低炭素化に向けた総合的な支援の拡充

【経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

◆提案・要望

- (1) 住宅の低炭素化に向けて、一般工務店によるZEH建築の更なる支援策を講じること。
- (2) 既築住宅の断熱化及び省エネ設備導入に対して更なる支援策を講じること。
- (3) 認定低炭素住宅への税制上の支援制度の対象に既築住宅を加えること。
- (4) 太陽熱利用設備や地中熱利用設備に対する財政支援を拡充すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国が平成29年度に実施したZEH（ゼロエネルギーハウス）支援事業の補助申請状況はハウスメーカーが75.6%、一般工務店が24.4%と、ハウスメーカーに対して一般工務店の補助申請件数が少ない（一般社団法人環境共創イニシアチブ公開データより）。
- ・ 本県では一般工務店が県内の新築住宅の過半数を供給しており、一般工務店によるZEHの建築を促進する必要がある。
- ・ さらに、認定低炭素住宅への税制上の支援制度が、新築住宅のみを対象としているなど、既築住宅の断熱化及び省エネ設備導入に向けた支援策が十分でない。
- ・ また、再生可能エネルギーのうち、太陽熱や地中熱利用設備の住宅への導入も進める必要がある。

4 次世代自動車等の普及に向けた推進

【警察庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

◆提案・要望

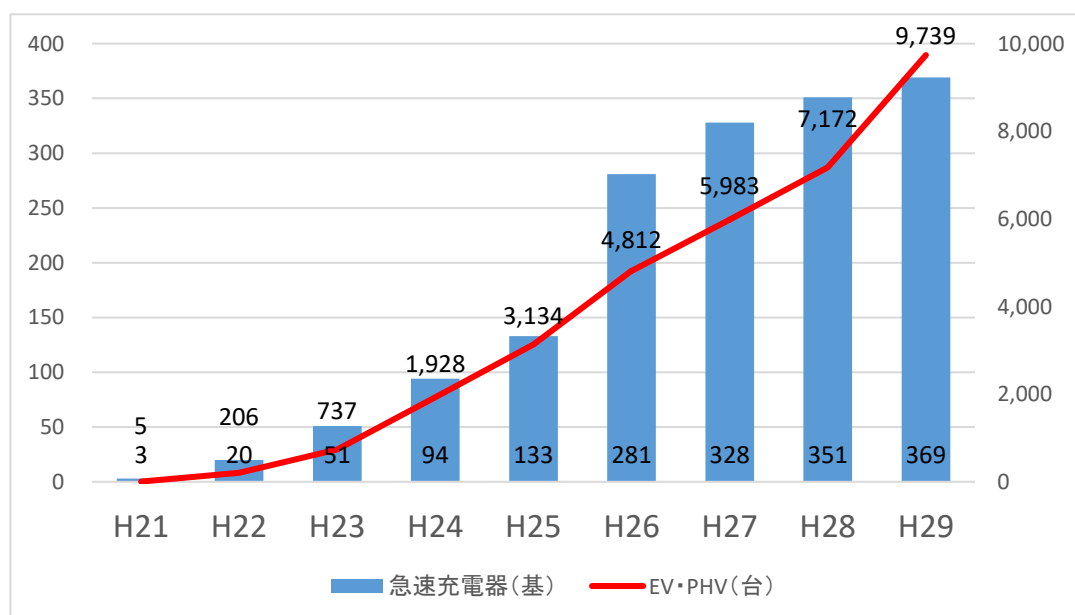
- (1) 次世代自動車の購入及び充電インフラ整備のための補助制度を継続・拡大すること。
- (2) 同一敷地内における複数の電気需給契約に関する電気事業法の特別措置の適用範囲を急速充電器のみではなく普通充電器にも拡大すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の二酸化炭素排出量の約4分の1が運輸部門からの排出であることから、二酸化炭素の排出が少ない次世代自動車の普及が必要である。
- ・ 埼玉県地球温暖化対策実行計画では、2020年（令和2年）における本県の温室効果ガス排出量（需要側）を2005年（平成17年・基準年）に比べて21%削減する目標を掲げているが、本県の2016年度（平成28年度）の温室効果ガス排出量は、基準年度比で14.7%の削減にとどまっている。
- ・ 埼玉県5か年計画では、県内の次世代自動車の普及割合（乗用車登録台数に占める次世代自動車の登録台数の割合）を令和3年度末までに33%にするという目標を設定しているが、本県では平成30年3月末現在、次世代自動車の普及割合が18.0%（全国19.2%）である。
- ・ 充電場所が十分整備されていないことが、EV・PHV導入を敬遠する一つの要因と考えられていることから、今後、EV・PHVの普及を加速するため、EV・PHV用の充電器の設置を促進する必要がある。
- ・ 現状、電気需給契約は同一敷地内での複数契約を原則認めていないが、急速充電器については例外とされている。この措置を設置コストが低い普通充電器にも拡大すれば民間事業者による設置を促すことができる。

◆参考

○埼玉県内のEV・PHV及び急速充電器普及状況



5 再生可能エネルギーの普及拡大

【経済産業省、資源エネルギー庁、環境省】

◆提案・要望

- (1) 家庭において、再生可能エネルギー電力の自家消費や非常用電源の確保を促すため、住宅用太陽光発電設備の普及拡大を図るとともに、蓄電池の導入支援を充実すること。
- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、電力消費者の過度な負担にならないよう努めること。

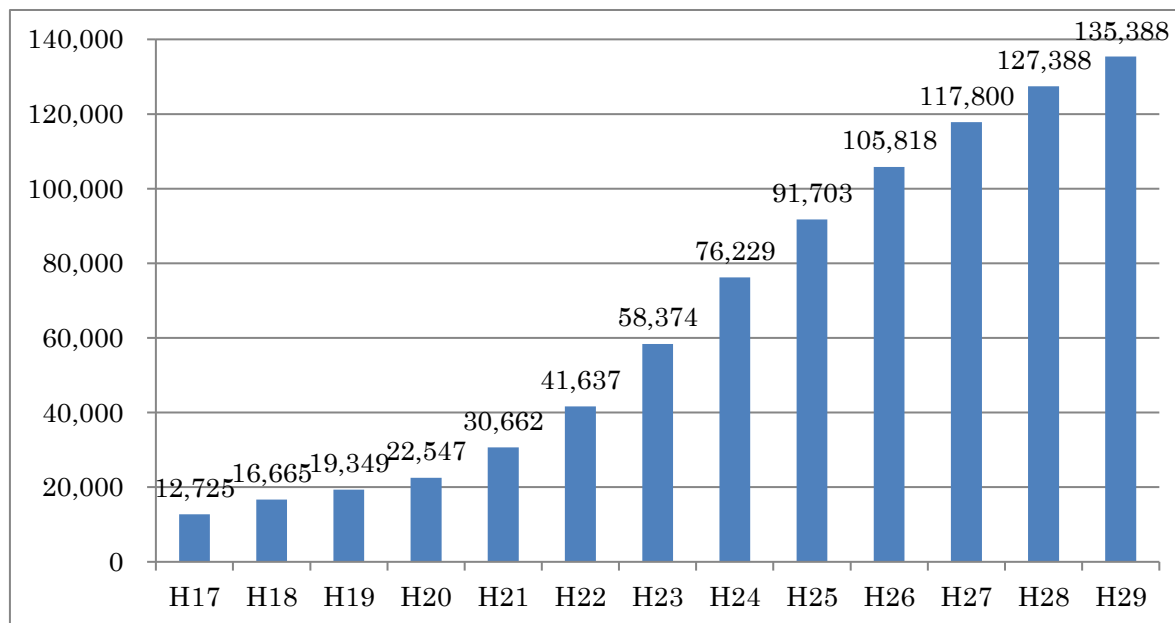
◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の平成 29 年度末の住宅用太陽光発電設備の累計設置基数は 135,388 基であり、単年度の設置基数は平成 24 年度をピークに年々減少している。
- ・ 本県では平成 26 年度から太陽光発電の利用拡大に資する住宅用蓄電池の導入支援を行っている。
- ・ また、平成 28 年度から太陽光発電パネルメーカーと協定を結び、地元の販売店や施工店とともに安心価格・安全施工を追求して設置を促進する「住宅用太陽光 埼玉あんしんモデル」を展開し、住宅用太陽光発電の普及促進に取り組んでいる。
- ・ 電力需要家が負担する再生可能エネルギー発電促進賦課金については、家庭などの過度な負担にならないようにする必要がある。

◆参考

○住宅用太陽光発電設備設置数の推移

(基)



6 大規模太陽光発電設備の適正な設置

【経済産業省、資源エネルギー庁、環境省】

◆提案・要望

- (1) 再生可能エネルギー固定価格買取制度の事業計画の審査においては、国で定める事業計画策定ガイドラインに沿って審査を厳格に行うこと。
- (2) 地域住民への配慮や、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全を考慮した土地開発について、同ガイドラインに従って適切に事業を行うよう事業者を指導すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）」の施行後、我が国の再生可能エネルギーの導入は着実に進んでおり、中でも太陽光発電を中心に拡大している。しかし、制度創設により新規参入した再生可能エネルギー発電事業者の中には、専門的な知識が不足したまま事業を開始する者も多く、安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策が取られず、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなど問題が顕在化している。
- ・ 平成28年6月の改正FIT法では、新たな認定制度を創設し、自治体の指導要項等を含む関係法令の遵守や、地域住民への配慮、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保持を考慮した土地開発等について定めた事業計画策定ガイドラインに従うことを事業者に求めている。

7 地球温暖化対策推進のための基盤整備

【経済産業省、資源エネルギー庁、環境省】

◆提案・要望

地方公共団体における温室効果ガス排出量を適切に把握するため、区域内の電気事業者別電気使用量を把握できる仕組みを構築すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 地方公共団体における温暖化対策の推進に当たっては、温室効果ガス排出量の実態把握が必要となる。そのためには区域内における電気使用量の把握が不可欠である。
- ・ 国は、電気事業者に対しては、電気関係報告規則に基づく定期報告（発受電月報）を求め、その内容を公表しているが、区域内の電気使用量を把握できる資料は公表されていない。
- ・ そのため、埼玉県内における電気使用量を把握することが出来ず、温暖化対策の施策の効果を適切に評価することが困難である。

8 排出量取引制度等の早期導入

【経済産業省、環境省】

◆提案・要望

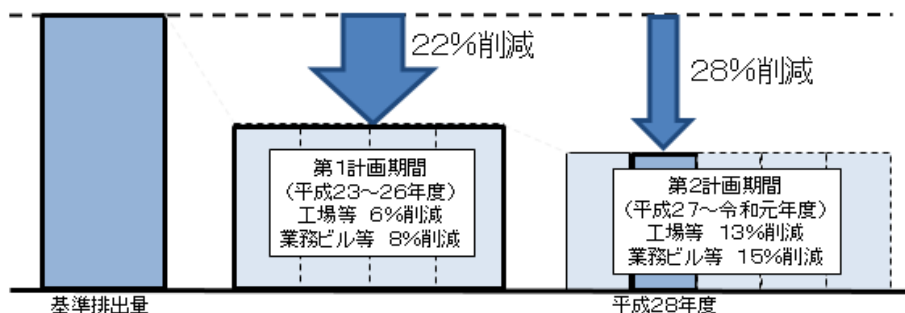
キャップ&トレード方式の排出量取引制度については、地方公共団体が既に実施している制度との整合に配慮して制度設計を行い、早期導入を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 排出量取引制度については、東京都が平成22年度から、本県は平成23年度から実施している。
- ・ 両都県が連携した取組により、産業・業務部門の二酸化炭素削減に高い効果をあげている。
- ・ また、全国的な制度とすることで、工場間での設備集約による温室効果ガス削減成果を反映しやすくなるメリットが発生し、対象事業者の削減意欲をさらに高めることができる。
- ・ 排出量取引制度を導入するに当たり、先行している東京都や本県の制度により削減を進めている事業者にとって、不利なものとならないよう配慮する必要がある。

◆参考

○埼玉県目標設定型排出量取引制度の削減状況



9 ヒートアイランド対策の推進

【国土交通省、環境省】

◆提案・要望

地方公共団体や事業者による効果的な対策の実施を促進するため、ヒートアイランド現象の原因やメカニズムの解明を行うとともに、広域的な実効性あるヒートアイランド対策を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県においては、50年前と比べ、熱帯夜の年間日数が2.2日から14.2日へ、猛暑日は3.4日から24.0日へ増加するなど、ヒートアイランド現象の影響が現れている。
- ・ 平成30年7月23日には、熊谷市で国内最高気温を更新する41.1℃を記録するなど、ヒートアイランド現象の影響が顕在化しており、熱中症による救急搬送者数は、過去最多となった。
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、日本の高温多湿な夏に不慣れな多くの外国人が訪れることが見込まれ、ホスピタリティの観点からもヒートアイランド現象への対応は急務となっている。
- ・ ヒートアイランド現象の原因は、緑地・水面の減少、人工物・舗装面の増加、建築物の集積、人工排熱の増加など多くの要因が絡み合っており、効果的な対策の実施には、原因やメカニズムの解明が不可欠である。
- ・ また、ヒートアイランド現象は都市化した地域に共通する課題であり、地方公共団体の区域を超えた広域的な対応が求められているが、実効性ある対策が十分に行われていない。

■公害のない安全な地域環境の確保

【文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省、原子力規制庁】

県担当課： 環境政策課、大気環境課
水環境課、建築安全課
企業局総務課、下水道管理課

1 東京電力福島第一原子力発電所事故への確実な対応

【文部科学省、資源エネルギー庁、環境省、原子力規制庁】

◆提案・要望

- (1) 放射性物質汚染対処特別措置法等に基づき除去した土壌の適切な処理が進むよう、国の責任において処分基準を定めるとともに具体的な手法を示すこと。
- (2) 東京電力福島第一原子力発電所の事故により地方公共団体が支出した放射線対策のための費用については、事故がなければ生じることのなかった損害であることから、その範囲を幅広く捉え、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という）による賠償が確実に行われるよう国が責任を持って、東京電力を指導及び支援すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の事故により生じた、汚染された土壌等の処理や損害賠償などの課題が依然として解決していない状況である。
- ・ 本県でも、放射性物質汚染対処特別措置法に定める汚染状況重点調査地域に指定されている三郷市、吉川市では、除染に伴い生じた合計 7,284m³の除去土壌を学校、公園等で現場保管、又は仮置場で保管している（平成 31 年 3 月末現在）。また、それ以外の地域でも、国のガイドラインに準じて同様の措置を実施している。
- ・ しかし、除去土壌の処分の基準が定まっていないことから処分が進まず、現場保管等の期間も長期化しており、地域住民の安全・安心の確保のため、国による早期対応が求められている。
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の汚染に対し、地方公共団体は空間放射線量、食品・飲料水等の放射線量の測定、除染の実施、その他広報活動など地域の安心・安全の確保を目的に様々な対策を実施している。
- ・ こうした対策は事故がなければ必要のなかった業務であることから、県は、平成 29 年度分までの費用として東京電力に約 76 億 4 千万円の損害賠償請求を行い、平成 31 年 3 月末現在、約 48 億 8 千万円が納付されている。

2 光化学オキシダント対策の推進

【環境省】

◆提案・要望

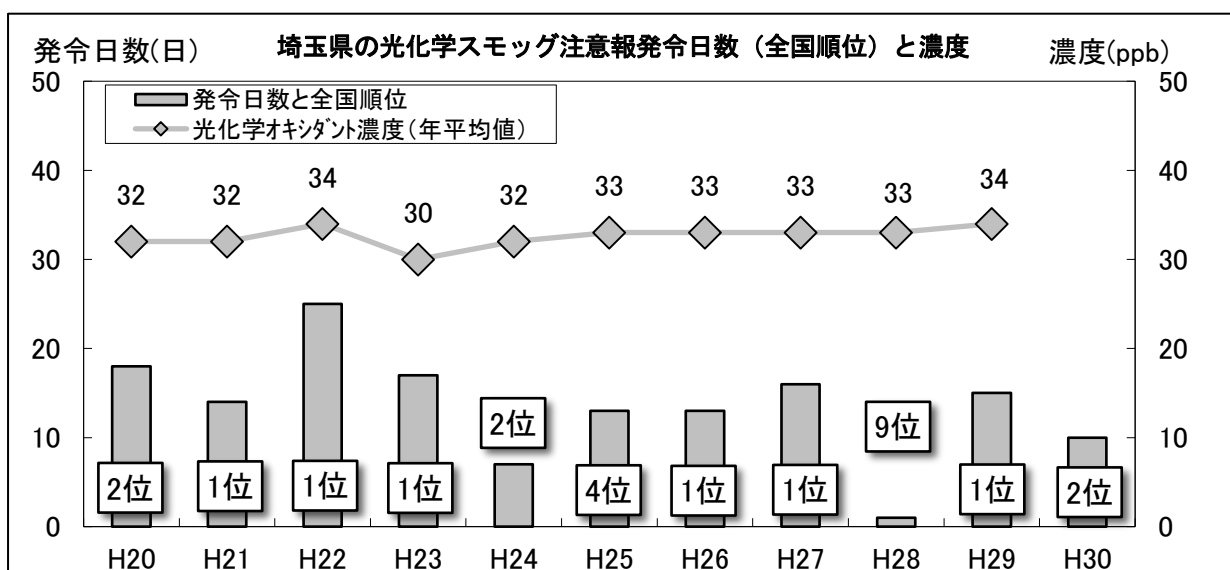
- (1) VOCの詳細な排出状況を正確かつ継続的に把握すること。
- (2) 光化学オキシダント濃度が改善されない原因を究明すること。
- (3) ガソリンスタンドの給油機にベーパー回収装置を設置させるなどの新たな規制を含め効果的な対策を早急に提示すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 光化学オキシダントの原因物質であるVOCと窒素酸化物の削減対策を講じているにもかかわらず、全国的に環境基準の達成率は低く、本県においては長年0%である。また、本県の光化学スモッグ注意報発令日数は、全国でも上位である。また、ここ数年、光化学オキシダント濃度は横ばいとなっている。そのため、原因を究明し効果的な対策を実施する必要がある。
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、本県も4会場で競技が開催されることから、選手及び大会関係者の健康影響を考慮し、開催期間中に光化学スモッグが発生しないようにする必要がある。
- ・ 業種別VOC排出量が常に上位の燃料小売業については、排出量の削減が進んでいない。燃料小売業からのVOC排出量のうち多くを占めているのは、自動車への給油時に大気中に放出されるガソリンベーパーであり、ガソリンベーパーの大気放出量を抑制する必要がある。そのためには、ガソリンスタンドの給油機にベーパー回収装置を設置することが有効である。

◆参考

○埼玉県的光化学スモッグ注意報発令日数（全国順位）と濃度



3 微小粒子状物質（PM2.5）に係る取組の強化

【環境省】

◆提案・要望

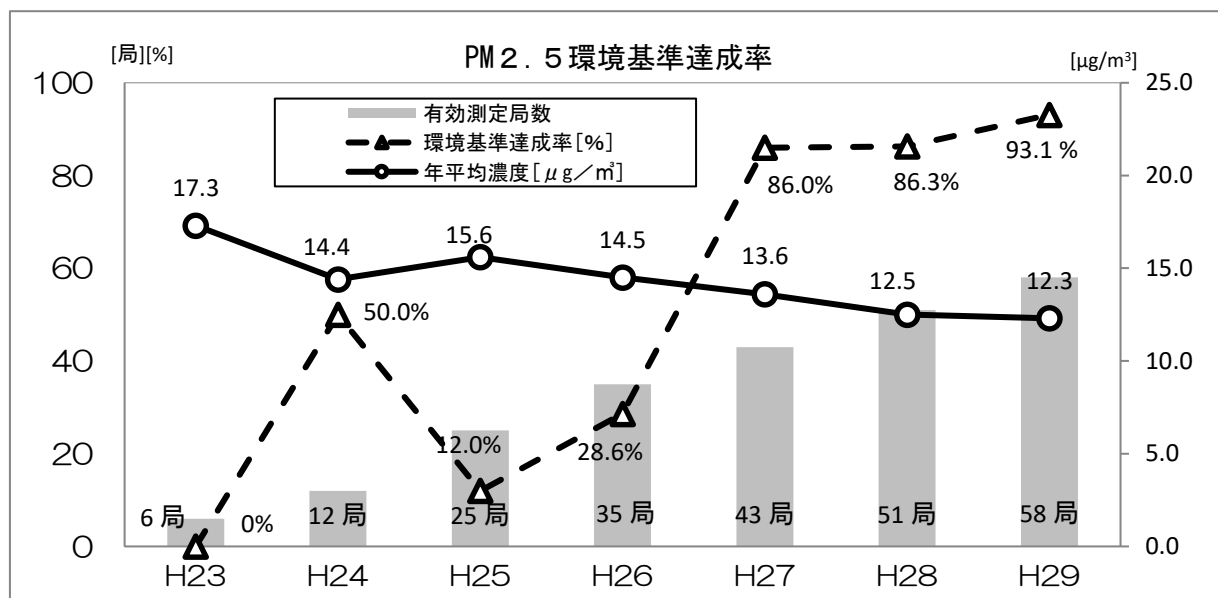
- (1) PM2.5について原因物質の排出状況と大気中での生成機構を速やかに解明すること。
- (2) 新たな規制等を含め効果的な対策を早急に提示すること。
- (3) 越境汚染によりPM2.5濃度の上昇を引き起こしている関係国に対し、早急に効果的な対策を実施するよう要請すること。

◆本県の現状・課題等

- PM2.5については、中国の大気汚染の広域移流に端を発して大きな社会問題となっており、健康影響を心配する県民が多い。
- 本県におけるPM2.5の環境基準の達成率は、平成25年度は12.0%、26年度は28.6%、27年度は86.0%、28年度は86.3%、29年度は93.1%と改善傾向にあるものの100%を達成できていない。
- PM2.5について、原因物質の排出状況や大気中での生成機構が解明されていない。その結果、本県では既存の施策を継続するなど手探りの状態が続いている。
- 本県でPM2.5が高濃度になる場合は、国内の発生源によるもののほかに、海外、特に中国から越境してきたものの上乗せが影響している。

◆参考

○埼玉県PM2.5常時監視結果



4 大気汚染防止法に基づく石綿規制の強化

【環境省】

◆提案・要望

- (1) 大気環境中の石綿濃度について、評価基準を設定すること。
- (2) 非飛散性の石綿含有建材がある建築物の解体等工事について、大気汚染防止法に基づく届出を義務付け、湿潤化の実施や手作業による取外し等の作業基準を設定すること。
- (3) 大気汚染防止法に定める事前調査を行う者の資格及びその結果の保存について定めること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 大気中の石綿濃度を測定しても、評価基準が設定されていないため、一般環境及び建築物の解体等工事の周辺での測定結果の取扱いに苦慮している。
- ・ 大気汚染防止法に規定する特定建築材料（※）に当たらない非飛散性の石綿含有建材であっても、適切な方法によらなければ建築物の解体等工事に伴い石綿が飛散するおそれが否定できない。
こうした非飛散性の石綿含有建材について届出の義務付け並びに湿潤化の実施及び手作業による取外し等の作業基準を定めて、実態の把握や適切な作業の実施を指導する必要がある。

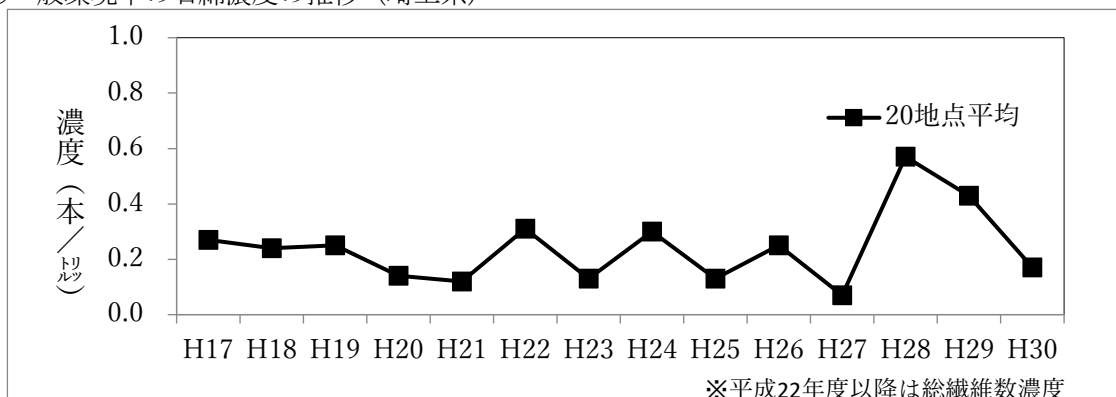
※ 特定建築材料：劣化、又は解体等工事によって石綿が飛散しやすい建材で、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材をいう。

- ・ 建築物に石綿が使われているかを判断するには専門知識が必要であるが、大気汚染防止法では事前調査を行える者の資格を規定していない。事前調査により石綿飛散を防止するには、資格を持つ者が調査を行うべきである。

また、届出されない工事において行政が石綿の有無を確認したい場合、事前調査の結果が判断材料となるため、すべての事前調査の結果が発注者及び受注者により確実に保存される必要がある。

◆参考

○一般環境中の石綿濃度の推移（埼玉県）



5 アスベスト対策に係る支援の充実

【国土交通省】

◆提案・要望

社会資本整備総合交付金について、アスベスト含有調査等に関する事業及び除去等に関する事業の期限を撤回すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 現在では建築物にアスベストの飛散のおそれのある建築材料を使用することは禁止されているが、過去に建てられた建築物においては、吹付け材にアスベストが含まれている建築物があり、露出したままで放置しているとアスベストが飛散するおそれがある。
- ・ 吹付け材が露出している建築物については、含有調査を実施し、アスベストの飛散のおそれがある場合には、除去するなど早急に対策工事を行う必要がある。
- ・ アスベスト対策に係る国の社会資本整備総合交付金のうち含有調査等にあっては、平成29年度末までに着手したものを対象としていたが、業界団体等の参加する連絡会議を設置していることなどを条件に令和2年度末までに着手したものを対象とする延期がされた。
- ・ しかしながら、含有調査等及び除去等ともに令和2年度末までに着手したものとする期限が定められており、依然として対策継続上の課題となっている。

■ 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

【経済産業省、国土交通省、環境省】

県担当課：水環境課、産業廃棄物指導課、
資源循環推進課、建設管理課、
水道管理課

1 放射性物質を含む浄水発生土の再利用の推進

【国土交通省、環境省】

◆提案・要望

- (1) 浄水発生土の安全性について国民に広く周知を図るとともに、住民の放射線に対する不安を取り除き、理解を得ること。
- (2) 放射性物質濃度を低減させる技術の開発の継続、新たな再利用方法の研究など浄水発生土の処分・再利用を進めるためのより実効性のある具体的な方策を早急に示すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所において発生した事故により、浄水場で排出される浄水発生土から放射性物質が検出されている。
- ・ 「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」により、放射性物質が検出された浄水発生土の処分・再利用についての基準が示された。
- ・ また、放射性物質汚染対処特措法により、放射性物質濃度が8,000Bq/kg以下である浄水発生土の処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に沿った取扱いを行うことが示された。
- ・ さらに、平成25年3月13日厚生労働省健康局長通知により、浄水発生土の園芸用土やグラウンド土への有効利用に関する基準も示された。
- ・ これらにより、検出される放射性セシウムの濃度によっては、園芸用土やグラウンド土への有効利用やセメント原料等への再利用が可能となっている。
- ・ しかしながら、国民の安全性に対する懸念から従前どおりの有効利用は困難な状況であり、セメント原料としての再利用を余儀なくされ、多額の費用を必要としている。
- ・ 事故以前は全量を園芸用土やグラウンド土へ有効利用していたが、実際は基準を下回っても利用できない状況にある。
- ・ また、事故当初に発生した高濃度の放射性物質を含む浄水発生土については、保管を余儀なくされている。
- ・ このため、浄水発生土の安全性について国民に広く周知を図るとともに、住民の放射線に対する不安を取り除き、理解を得ることが課題となっている。

◆参考

【保管を余儀なくされている浄水発生土】(H31.3月末現在)

浄水場での保管を余儀なくされている浄水発生土

約52,000トン

2 廃棄物の発生抑制・再利用の推進

【経済産業省、環境省】

◆提案・要望

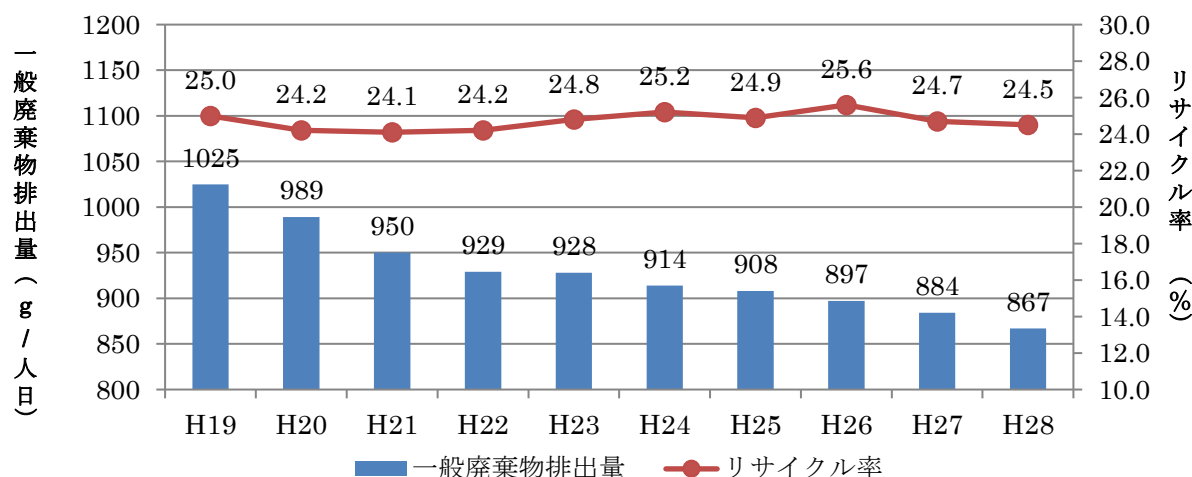
- (1) 拡大生産者責任を徹底し、製造事業者等のリサイクル（環境配慮設計、軽量化等）の取組を推進するため、再商品化等料金を商品購入時に支払う制度とするなど、特定家庭用機器再商品化法等の各種リサイクル関連法令を改正し、関連制度を整備すること。
- (2) 太陽光発電モジュールに含まれる有害物質を確実に回収・適正処理するため、リサイクルの義務化やデポジット制度など、廃棄後の回収と発生抑制・再利用・再生利用を製造販売業者が実施するための制度を検討すること。
- (3) 一般廃棄物削減につながる食品ロスの削減について、飲食店での持ち帰りの普及や、賞味期限切れ食品の有効利用などを推進するため、自己責任を明確にする法制化を含めたルール作りに取り組むこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ リデュース・リユースの指標である本県の1人1日当たりの一般廃棄物の排出量は、平成19年度以降減少しているが、近年減少量は横ばい傾向にある。
- ・ また、一般廃棄物のリサイクル率は、横ばいで推移している。

◆参考

○埼玉県1人1日当たりの一般廃棄物排出量（単位：グラム）とリサイクル率（%）の推移



3 マイクロプラスチック・河川プラスチックごみの削減事業に対する支援の拡充 【新規】

【環境省】

◆提案・要望

河川でボランティア団体が実施するマイクロプラスチック・河川プラスチックごみ削減に係る取組に対し内陸自治体が行う支援に要する経費を補助対象とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県は、河川の県土面積に占める割合（3.9%）が日本一であり、県内には森林豊かな山地を水源とする荒川や平坦な農村地帯を流れる中川など多彩な河川が存在する。また、本県は内陸自治体であるが、人口が多くプラスチック製品の大消費地であることから「川の国埼玉からプラスチックごみを海に流さない」ことをスローガンに掲げ、河川ごみへの対策を推進している。
- ・ 具体的には、ボランティア団体（川の国応援団：665団体登録）による河川ごみの回収について、回収作業用品などの資材を提供しているほか、リーダー研修、交流会の開催など人材の育成を支援するなどの取組を進めている。
- ・ 国は、地域環境保全対策費補助金により、地方自治体を実施する海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し補助制度を設けているが、その対象は主に海洋沿岸自治体であり、現状、内陸自治体の取組への実績はない。
- ・ 河川を流下するごみへの取組は海洋汚染の未然防止対策であり、内陸自治体がこれらの取組を推進することは、結果として海洋沿岸自治体が海岸の清掃のために要する負担を軽減することに直結する。
- ・ ついては、内陸自治体が行う河川プラスチックごみ削減対策を推進するため、内陸自治体の河川でボランティア団体（川の国応援団）が行う取組を海洋汚染対策として位置付けるとともに、これらの団体に対し、内陸自治体が行う資材の提供、処分費用の負担、人材育成などの支援に要する経費を、補助制度の対象とすることが必要である。

4 PCB廃棄物の適正処理の推進

【経済産業省、環境省】

◆提案・要望

全てのPCB含有機器を使用する事業者に対して、経済産業省が保有するPCB電気工作物データ等を活用し、令和9年3月の処理期限前に使用者が自主的に含有機器の使用を中止することを呼びかけるとともに、その処理方法について周知する等、期限内の確実かつ適正な処理推進のため、効果的な広報を実施すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 民間会社、鉄道事業者、学校、公共施設等で保管されているPCB廃棄物については、令和9年3月末までに確実に処分しなければならない。中でも、高濃度PCB廃棄物（PCB濃度5,000mg/kg超）の変圧器・コンデンサー等の処理委託期限は令和4年3月末、安定器・汚染物等については令和5年3月末となっている。
- ・ 県内における使用中の機器を含めたPCB廃棄物の保管台数は、変圧器が約3万台、コンデンサーが約2.8万台、蛍光灯安定器が約10.2万台と推計されている。
これらのPCB廃棄物を期限内に適正処分するため、県では保管している事業者の掘り起こしや、定期的な立入検査による指導を実施している。
- ・ 本県では広報紙への掲載、パンフレットの作成等によりPCB廃棄物の期限内の適正処理について周知を図っている。

5 原状回復基金の増額及び対象の拡大

【環境省】

◆提案・要望

- (1) 不適正処理事案の是正を推進するため基金を増額すること。
- (2) 廃棄物処理法に基づく行政代執行事案以外のものであっても、生活環境保全上支障が生じ又は生ずるおそれがある事案であれば、基金による支援の対象とすること。
- (3) 原状回復等廃棄物の適正処理を推進するため、原状回復基金の増額及び対象の拡大を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 原因者・行為者が行方不明又は資力不足等により、廃棄物が放置されている事案が多い。
- ・ このため、やむを得ず撤去に取り組む自治体にとっては、その経費が大きな財政負担となっている。

◆参考

○原状回復基金の概要

支援対象	平成10年6月17日（基金制度の発足）以降に発生したもので、行政代執行が実施された事案。		
支援資金の範囲	支障除去費用の7/10以内で、 最小額200万円以上	基金残高 (平成29年度末)	15.97億円
支援実績 (全国)	平成21年度 3件 平成22年度 2件 平成23年度 2件 平成24年度 5件 平成25年度 7件 平成26年度 3件 平成27年度 4件 平成28年度 4件 平成29年度 3件	埼玉県内 の実績	①平成15～16年度 スタンドサービス(株) 129,025,000円(廃油) ②平成18年度 ニコー(株) 8,985,000円 (硫酸ピッチ)

6 原状回復のための新たな資金確保制度の創設

【環境省】

◆提案・要望

行為者が行方不明や資金不足となった場合に備えて、原状回復を目的とした廃棄物処理業者の強制加入の保険制度や供託金制度を創設する法整備を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 廃棄物の放置等の不適正処理については、原因者に原状回復をさせることが原則であるが、不適正処理を行う処理業者は経営基盤が脆弱で、倒産や資力不足に陥る事案が多い。

◆参考

○宅建業者の営業保証金の例

	通常	保証協会へ加入 (※)
本店	1,000万円	60万円
従たる事業所	500万円 (直接供託の場合)	30万円

※ 保証協会加入の場合：協会が会員に代わって本店1,000万円、従たる営業所を有する場合は店舗ごとに500万円を追加して弁済保証

7 産業廃棄物処理施設の水源地等への立地規制の創設

【環境省】

◆提案・要望

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置許可の基準について一層の明確化を図るとともに、環境保全が必要な水源地等への立地規制など地域の実情に応じた産業廃棄物処理施設の立地規制を行うことができるよう法整備を行うこと。
- (2) 水源地等の地域は水環境の保全が求められることから、これらの地域に近接した場所への産業廃棄物処理施設の立地を規制する許可基準を創設すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 産業廃棄物処理施設の設置については、立地を規制する定めがなく、水源地等であっても許可要件に合致すれば許可せざるを得ない。
- ・ いかなる保全措置を講じても、水源地との距離は市民の安心感に大きく影響する。

8 土砂の適正管理のための法制度の整備

【国土交通省、環境省】

◆提案・要望

- (1) 土砂の排出、堆積に関して必要な規制を行うことができるよう法整備を行うこと。
- (2) 建設発生土を発生地から搬出する場合、あらかじめ処理計画を作成して行政庁に届出することを義務付けるなど、建設発生土の発生者の責任を明確にし、発生から搬出、処理に至る流れを管理するとともに、自治体が情報共有できる仕組みを設けること。
- (3) 建設発生土の搬入・埋立て等の行為については、許可制とし、国民の生活の安全を確保できる許可基準を定めること。
- (4) 廃棄物と同様、不適正な処理を行った者に対する罰則規定（法人重課を含む。）を定めること。
- (5) 不適正な処理が行われている行為地について、迅速に行為の停止や改善を求めるため、強制力を伴う立入検査等の必要な権限に関する規定など、実効性を担保する規定を設けること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 土砂の堆積等の行為を直接規制する法令が無いため、土砂が大量に山積みされるなど、不適正な事例が全国的に見受けられる。
- ・ 本県では平成15年2月から「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」を定め、建設発生土等の排出段階から規制を行っているが、県域を越え広域的に土砂が流通した場合には、発生元の自治体と処分先の自治体で個別の制度を運用しているため、効果的な対策を講じるには限界がある。

9 石綿含有廃棄物の再生砕石への混入防止対策の推進

【国土交通省、環境省】

◆提案・要望

石綿含有廃棄物の再生砕石への混入を防止するため、建築物その他工作物の解体工事における石綿含有廃棄物の分別排出を徹底させるよう、法整備を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 敷設された再生砕石中から、石綿含有廃棄物が発見される事例が発生している。
- ・ 混入の原因として、解体工事現場で石綿含有廃棄物が十分に分別されず、コンクリート塊の破碎施設に搬入される実態がある。
- ・ 石綿含有建材の取扱いは、建築物その他工作物の分別解体、建設廃棄物としての適正処理の各段階において、建設リサイクル法、廃棄物処理法等の関係法令により規定されているが、依然としてがれき類や下ごみ等への石綿含有建材の混入が懸念される状況にあり、当該混入の防止を徹底するためには現行の法制度では不十分である。
- ・ 破碎施設において原料の十分な確認を行うことを前提としながらも、建設リサイクル法における対象規模の拡大など、解体段階での分別排出を徹底する必要がある。
- ・ 建設資材のリサイクルを今後も促進していくため、再生砕石の信頼性を確保することが急務である。

■みどりの保全と再生

【財務省、農林水産省、林野庁、国土交通省】

県担当課：みどり自然課、森づくり課

1 緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置等の拡充

【財務省、国土交通省】

◆提案・要望

- (1) 平地林の相続の際も農地と同様に、平地林として維持することで相続税の納税を猶予し、免除する制度を創設すること。
- (2) 地方公共団体の条例に基づく指定緑地においても、特別緑地保全地区内の山林と同様に相続税課税評価が軽減される制度を創設すること。
- (3) 平成24年度から特別緑地保全地区の指定権限が市町村に移譲されるなど、緑地の保全に関わる地方公共団体の役割はますます大きくなっていることから、地方公共団体が保全のため公有地化する費用について、国庫補助率の引上げを図ること。
- (4) 緑地の公有地化に係る譲渡所得特別控除額を、道路など公共事業と同様に土地収用法対象事業並みの5,000万円に引き上げること。
- (5) 相続で物納された平地林は、公売により第三者が購入した場合、平地林として保全されず開発されてしまうことがほとんどである。地方公共団体への無償貸付など物納された平地林を保全するための制度を創設すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県は首都圏に位置しながら、うるおいのある豊かな緑に恵まれている。しかし、都市化の進展などにより、身近な緑が年々減少している。こうした緑地が持つ公益的機能を十分に活かし、自然と共生した快適な生活環境を確保していくため、緑地の保全を図ることが重要な課題となっている。
- ・ 高額な相続税は、相続発生時に緑地を開発用地として転用・売却させる主な原因の一つとなり、緑地減少の大きな要因となっている。
- ・ 貴重な緑地の保全を図るために、地方公共団体では公有地化に努めているが、厳しい財政状況の中で公有地化が進まない状況にある。
- ・ 相続税として物納された平地林は、地方公共団体が緑地として保全の必要性を認識していても、厳しい財政状況の中で買取りによる対応ができず、公売、開発されてしまう。このため、物納された貴重な平地林について地方公共団体が保全できる仕組みが必要である。

2 森林整備に対する助成制度の継続及び予算の確保

【農林水産省、林野庁】

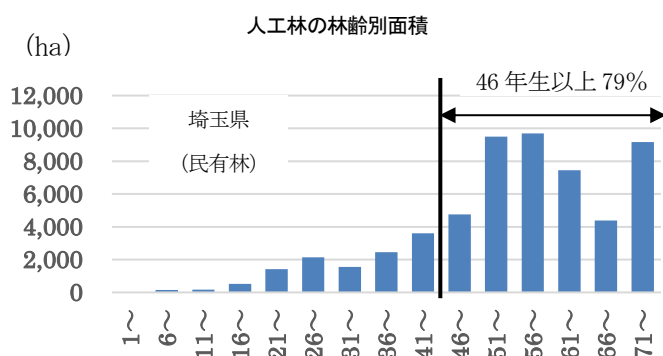
◆提案・要望

森林の循環利用による地球温暖化防止への貢献等、森林が持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、森林整備に対する助成制度の継続及び予算の確保を図ること。

◆本県の現状・課題等

- 戦後植栽された人工林は木材価格の低迷などにより皆伐・再造林が進んでおらず、本県では46年生以上の森林が約8割となるなど、「森林の少子高齢化」が進んでいる。
- 皆伐・再造林による森林の循環利用が促進されれば森林が持つ二酸化炭素の吸収能力が向上するほか、林業生産の活発化による雇用創出、木質バイオマスの活用等が図られ、山間地域の活性化が期待できる。
- このため、国の助成制度を活用し皆伐・再造林を強力に進め、森林の循環利用を図っていく必要がある。
- また、平成31年度に創設された森林環境譲与税は、所有者が経営管理できない森林や、所有者不明の森林等のうち、奥地など条件不利により意欲と能力のある林業経営者へ経営管理を委託できない森林において、市町村が所有者に代わり整備する費用に充てられるものである。
- 整備費用に森林環境譲与税を充てられない森林においては、引き続き国の助成制度を活用して間伐等の整備を適正に行い、公益的機能の維持・発揮をさせていく必要がある。
- 従って、国の森林整備に関する助成制度の継続と必要な予算の確保は、県における森林整備を今後も適正に進めていくために必要である。

◆参考



1年当りのおおよその炭素吸収量 (単位: t/ha・年)

	20年生 前後	40年生 前後	60年生 前後	80年生 前後
スギ	3.3	2.3	1.1	0.8
ヒノキ	3.1	2	1.1	0.3
天然林 広葉樹	1.4	1	0.3	0.1

出典: (独) 森林総合研究所温暖化対応推進拠点

■川の再生

【国土交通省、環境省】

県担当課：水環境課、下水道事業課

1 市町村による浄化槽整備の推進 【新規】

【環境省】

◆提案・要望

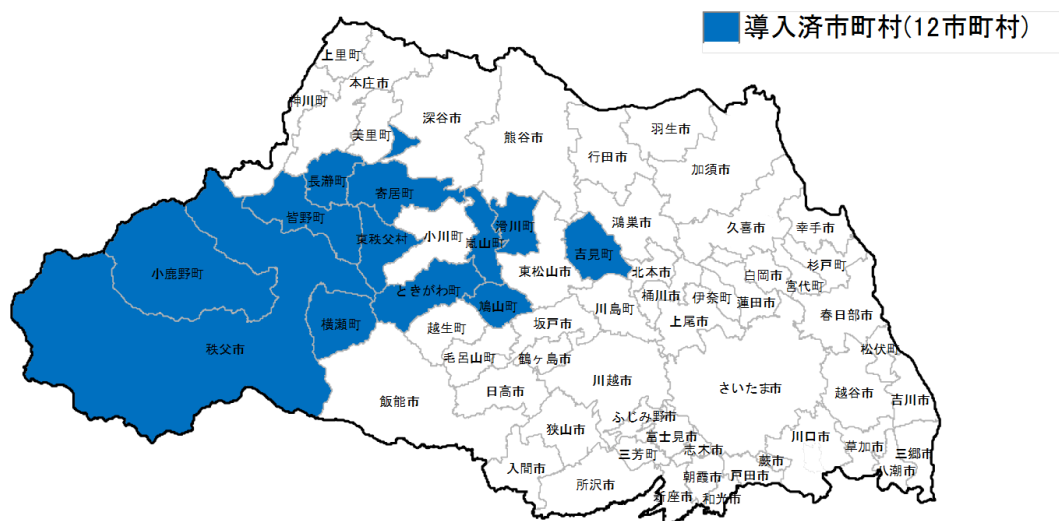
循環型社会形成推進交付金の浄化槽市町村整備推進事業の補助率の引上げや市町村の事務的経費に対する補助制度の創設など、市町村設置型による浄化槽の整備を促進するための措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、河川の汚濁原因の約75%は生活排水によるものであり、生活排水対策の推進が急務となっている。そのため、浄化槽整備区域において、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進している。
- ・ 市町村設置型は、設置時の個人負担が少ないため、転換促進に有効であり、小川町など下水道整備区域から浄化槽整備区域へ見直す地域などで導入の検討がなされている。
- ・ 導入を検討する市町村では地域住民への周知、中・長期な事業収支予測、維持管理や使用料徴収に係るシステム開発など、事務的、財政的な負担が多大であるとの声が上がっている。

◆参考

○浄化槽市町村整備推進事業導入市町村（平成30年度末時点）



2 下水道の整備に対する財政支援の拡充

【国土交通省】

◆提案・要望

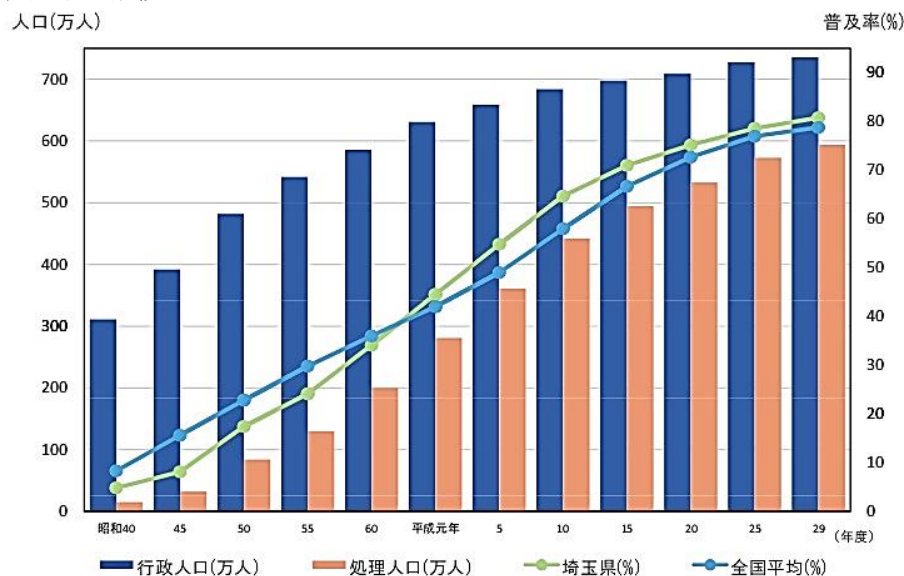
汚水処理の早期概成を進める市町村を支援するため、下水道整備推進重点化事業の要件を緩和し財政支援の拡充を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 平成26年1月に策定された「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想マニュアル」では、今後10年を目途に各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること（概成）が求められている。
- ・ 本県の下水道普及率は全国平均を上回っているものの、普及率が低迷している市町村も存在している。
- ・ 未普及解消には交付金の活用が不可欠だが、市町村の所要額が確保できていない。
- ・ 平成27年度から国は下水道整備推進重点化事業により重点配分事業として未普及解消を支援しているが、採択要件が厳しく、本県では活用できていない。

◆参考

○下水道普及率の推移



年度(年)	40	45	50	55	60	平元	5	10	15	20	25	29
埼玉県(%)	4.8	8.1	17.4	24.1	34.1	44.5	54.8	64.7	71.0	75.2	78.6	80.8
全国平均(%)	8.3	15.6	22.8	29.8	36.0	42.0	49.0	58.0	66.7	72.7	77.0	78.8
全国順位	-	-	16	12	10	9	8	7	9	12	13	13

※「埼玉県生活排水処理施設整備構想」における下水道普及率の目標値は2025年度までに86.9%

○普及率の低い市町村（平成29年度末）

美里町：7.2% 神川町：12.7% 上里町：15.3% 寄居町24.4% 吉見町：26.0%

3 下水道を接続する生活保護世帯等に対する財政支援の拡充

【国土交通省】

◆提案・要望

接続率の向上を図るため、生活保護世帯等へ市町村が行っている排水設備整備の助成制度等に対して、国による財政支援の拡充を図ること。

◆本県の現状・課題等

- 生活保護世帯へは、水洗化工事に伴う排水設備の工事に対する補助として「下水道水環境保全効果向上推進費補助金」制度があったが、平成22年4月1日付で廃止された。
- 社会資本整備総合交付金制度への移行に伴い、社会資本総合整備計画の基幹事業に伴う効果促進事業に位置付ければ、交付できるようになった。
- しかし、既に下水道の整備が完了している地域では、社会資本総合整備計画で効果促進事業に位置付けることが困難であり、生活保護受給者や高齢者、年金受給者などの接続が金銭面において課題となっている。
- 下水道への接続率を向上させることは、下水道事業の経営安定化のみならず河川等の水質改善を進める上からも重要であり、国による財政支援の拡充が必要である。

◆参考

○下水道への接続率

年度(末)	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
下水道接続率(%)	94.7	94.9	95.4	95.5	95.7